

パレスチナ・ガザ地区の即時恒久的停戦を目的とした積極的な
平和外交を国に求める意見書

パレスチナ・ガザ地区では、昨年10月7日のハマスによるイスラエルへの攻撃及び人質事件から、イスラエルの報復が半年以上たった現在も継続し、同地区の一般市民、子どもたちに甚大な犠牲が生じている凄惨な状況となっています。

また、イスラエルによる度重なる空爆、ガザ地区への食料や医療物資の搬入を封鎖する措置によって深刻な人道危機に陥っています。

このような人権が踏み躪られている状況は、決して許されるものではありません。

よって、本市議会は、国において、人道・人権の危機的状況にあるパレスチナ・ガザ地区の即時恒久的停戦のために、積極的な平和外交を行うよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官 宛

千葉県我孫子市議会